2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字麦谷字木藤谷山四四九、四五〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字木藤谷山四四九・四五〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町永田字高瀬三三九の一、三四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高瀬三三九の一・三四一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・経済産業省・環境省告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月十七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　羽田雄一郎
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

一　名称　東都生活協同組合

二　住所　東京都世田谷区船橋六丁目十九番十二号

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	九〇〇ミリリットル	四七〇グラム	しょう油・調味料及び清涼飲料用	厚生省・農林水産省告示第二号（平成九年八月通商産業省）図第三十八のとおり

一　名称　オハヨー乳業株式会社

二　住所　岡山県岡山市中区神下五百六十五

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳・乳飲料用	厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号（平成十二年六月）図第三十六のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号（平成十二年六月）図第三十七のとおり

一　名称　高梨乳業株式会社

二　住所　神奈川県横浜市旭区本宿町五番地

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
ガラス	無色	一八〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号（平成十二年六月）図第十のとおり
ガラス	無色	二〇〇ミリリットル	二四四グラム	牛乳用	厚生省・農林水産省・通商産業省告示第四号（平成十二年六月）図第十一のとおり

一　名称　明治乳業株式会社

二　住所　東京都江東区新砂一丁目二番十号

三　当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形状
プラスチック	ナチュラル半透明	一	三・三グラム	牛乳・加工乳・乳飲料・はっ酵乳の瓶用のキャップ	農林水産省・経済産業省・環境省告示第一号（平成十七年三月）図第七のとおり